# 店頭外国為替証拠金取引説明書 (TOSSY FX)

(金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)

株式会社 DMM.com 証券

関東財務局長(金商)第1629号

お客様が株式会社 DMM.com 証券(以下「当社」といいます。)と「ウルトラ投資アプリ TOSSY」において店頭外国為替証拠金取引(以下、「TOSSY FX 取引」といいます。)を行われるにあたっては、本説明書を十分にお読みいただき、その内容をご理解いただいたうえで、取引アカウント登録をお申込みいただきますようお願い申し上げます。

「ウルトラ投資アプリ TOSSY」では、6つのアセット区分 (株式 CFD、株価指数 CFD、バラエティ CFD、商品資源 CFD、為替 (FX)、暗号資産 CFD の各区分のことをいいます。以下、同じ。) の CFD 取引を行うことができます。「TOSSY FX 取引」は、アセット区分「為替 (FX)」における取引となります。

「ウルトラ投資アプリ TOSSY」では、各アセット区分の証拠金維持率が均一となるよう、入金した証拠金を自動で各アセット区分に振り分ける機能(証拠金自動振替機能)があります。

- ・いずれかのアセット区分(為替(FX)に限りません。)において追加証拠金が 発生した場合には、当該機能は無効となりますので、追加証拠金を解消するために証拠金を入金した場合は、当該入金した証拠金をお客様ご自身で追加証拠金が発生したアセット区分に振替えていただく必要があります。
- ・いずれかのアセット区分(為替(FX)に限りません。)において所定の期限までに 追加証拠金が解消しない場合、全てのアセット区分の保有するポジション(ロスカ ット処理中のアセット区分は除く。)は、全て決済(マージンカット)されます。

「ウルトラ投資アプリ TOSSY」では、ポジションをロールオーバー(翌営業へ繰越)すると、原則、当該ポジションの建て直しを行うため、営業日終了時点における評価損益が翌営業日開始時に実現損益となり(スワップポイント等を含む)、日々税務上の売買損益が発生することとなります。

TOSSY FX 取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあり、 元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、 多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して 行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認いた だき、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、 自己の責任と判断においてお取引いただきますようお願い申し上げます。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様 に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引について説明 するものです。

# 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び約款等を十分に読み、それら内容をご理解いただき、かつ、承諾いただく必要がございます。

- 1. 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、預託証拠金額に対して大きな利益が期待できる反面、大きな損失を被る場合があります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、預託証拠金の額を上回ることがあります。
- 2. 相場状況の急変や経済指標の発表等により、買付価格(アスク)と売付価格(ビッド)の スプレッド幅の拡大やスリッページの発生等、お客様の意図した取引が行えない可能性があ ります。
- 3. 当社取引システム、又は、当社取引システムとお客様のパソコン等を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性があり、損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、預託証拠金の額を上回るおそれもあります。
- 4. アカウント管理費及び取引手数料は、無料です。
- 5. ポジションをロールオーバーするとスワップポイントが発生します。取引対象である通貨 の金利の変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。
- 6. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること (クーリングオフ) はできません。
- 7. お客様が行う店頭外国為替証拠金取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。

OCBC Securities Private Limited

証券業:シンガポール金融管理局

Stratos Markets Limited

Liquidity Provider: 英金融行為規制機構

KGI Securities (Singapore) Pte. Ltd.

証券業:シンガポール金融管理局

Morgan Stanly & Co. International plc

証券業:英金融行為規制機構、英健全性規制機構

Goldman Sachs International

証券業:英金融行為規制機構、英健全性規制機構

State Street Bank and Trust Company

証券業:英金融行為規制機構、英健全性規制機構

XTX Markets Limited

Liquidity Provider: 英金融行為規制機構

**BNP** Paribas SA

銀行業:フランス金融市場庁

ノムラ・インターナショナル・PLC

証券業:英金融行為規制機構、英健全性規制機構

Standard Chartered Bank

銀行業:英金融行為規制機構、英健全性規制機構

Commerz Bank AG

銀行業:ドイツ連邦金融監督庁

NatWest Markets PLC

銀行業:英金融行為規制機構、英健全性規制機構

Australia and New Zealand Banking Group Limited

銀行業:オーストラリア健全性規制庁

Wells Fargo Bank, N.A

銀行業:米通貨監督庁、米連邦準備制度理事会

三井住友銀行

銀行業:日本金融庁

- ※なお、係るカバー取引については、当社がカバー取引先と行う取引であり、カバー取引先とお客様との間には一切の契約関係はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つことはありません。また、カバー取引先が直接お客様からのご質問、ご照会に応じることもありません。
- 8. 当社では、お客様からお預かりした証拠金の全額を金融商品取引業等に関する内閣府令に 則り、日証金信託銀行株式会社、株式会社 SMBC 信託銀行及び、SBI クリアリング信託株 式会社に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しています。これは当社倒産 リスクからお客様の資金の保全を図るためのものです。
- 9. お客様は、当社、カバー取引先又は当社取引先金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様の資産の返還が困難あるいは遅延することで、損失が生ずるおそ

れがあります。

- 10. 当社の店頭外国為替証拠金取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。
  - 金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業者の商号 及び所在地

株式会社 DMM.com 証券

金融商品取引業 関東財務局長(金商)第1629号

商品先物取引業

商品投資関連業(競走用馬)

## 【本社】

〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1 フリーコール 0120-961-522

- 加入する協会
  - 日本証券業協会(協会員番号1105)
  - 一般社団法人金融先物取引業協会(協会員番号1145)
  - 日本投資者保護基金
  - 日本商品先物取引協会
  - 一般社団法人第二種金融商品取引業協会(協会員番号 480)
  - 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会(協会員番号 1043)

# 店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

店頭外国為替証拠金取引(以下、「TOSSY FX 取引」という)には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に TOSSY FX 取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上でアカウント登録の手続きを行っていただき、自己の判断と責任において取引を行うことが肝要となります。お客様ご自身が TOSSY FX 取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分ご検討していただきますようお願いいたします。

なお、下記のリスクは、TOSSY FX 取引の典型的なリスクを示したもので、全てのリスクを示すものではありません。

#### ○為替変動リスク

外国為替市場では、24 時間常に外国為替レートが変動しています(土日・一部の休日を除く)。為替レートは各国の経済、社会情勢等により変動します。また、取引時間中の急激な変動や、週末等の休日を挟んでレートが乖離する場合等があります。各為替レートの変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託した証拠金以上になる可能性があります。

#### ○営業時間外リスク

当社の営業時間外である、毎営業日午前 06 時 59 分~07 時 30 分(夏時間の場合、午前 05 時 59 分~06 時 30 分)、毎週土曜日午後 00 時 00 分~午後 02 時 00 分及び臨時に実施するメンテナンスの際は、取引ができない状況が発生いたします。営業時間外においてお客様が保有する通貨ペアの価格が大きく変動する場合があることをあらかじめご認識ください。営業時間外又は取引可能時間外により取引ができない場合について、当社は、当社に故意又は過失がない限り、責任を負いません。

## ○レバレッジによるリスク

TOSSY FX 取引は、レバレッジ効果(てこの作用)により比較的少額の証拠金を差し入れることで、 証拠金の 25 倍までの大きな元本金額の外国為替取引が可能となっています。このため、少額の証拠 金によりわずかな為替レートの変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える 大きな損失を被る可能性もあります。

## ○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク

毎営業日の証拠金維持率判定時刻において、いずれかのアセット区分(為替(FX)に限りません。)の証拠金維持率が100%未満となった場合、証拠金維持率を100%に回復するために必要な追加証拠金が発生します。

お客様は追加証拠金が発生した場合、当該追加証拠金の解消期限までに、追加証拠金の入金又は保

有建玉(以下、建玉は「ポジション」と同意です。)の決済等により追加証拠金を解消しない限り、全てのアセット区分の全ての保有建玉(ロスカット処理中のアセット区分は除く。)の反対売買が行われます。

詳細は、下記「店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて」の「お取引について」8. 追加証拠金制度をご確認ください。

## ○不足金発生による強制決済リスク

いずれかのアセット区分(為替(FX)に限りません。)において、保有建玉がない状態で純資産額 が 0 円を下回り不足金が発生した場合、証拠金自動振替設定が有効 (ON) であれば、他アセット区 分からの自動振替により全てのアセット区分の純資産額が0円以上となれば不足金解消となりますが、 証拠金自動振替設定が無効(OFF)の場合又は自動振替が実行されたにもかかわらず不足金が解消し ない場合には、全てのアセット区分に係る新規注文操作及び出金操作が制限されます。また、不足金 が発生した営業日終了時点においても、入金等により不足金が解消されていない場合には、全てのア セット区分に係る全ての新規未約定注文及び出金予約を取消処理したうえで証拠金自動振替が実行さ れ(お客様自身で証拠金自動振替設定を無効(OFF)にしている場合も含みます。この場合、実行後 に証拠金自動振替設定は改めて無効(OFF)となります。)、全てのアセット区分の純資産額が0円以 上となれば新規注文操作及び出金操作の制限は解除されます(但し、取消処理を行った注文・出金予 約の復活処理は行われません。)。 証拠金自動振替の実行後も、なおいずれかのアセット区分において 不足金が発生している場合には、全てのアセット区分の保有建玉について、ロールオーバー時の建て 直し(評価損益の実現)は行われず、不足金解消期限(不足金発生日の翌営業日午後01時59分(土 曜日、日曜日は午後06時59分))までに、不足金の金額を入金(不足金が発生しているアセット区 分が株式 CFD 以外の場合、入金後、不足金が発生しているアセット区分への振替が必要です。) する ことにより不足金を解消しない限り、全てのアセット区分の全ての保有建玉(ロスカット処理中のア セット区分は除く。)の強制決済が行われます。強制決済は、原則として当該決済注文が執行された時 にお客様に配信しているレートで約定しますが、強制決済や他の注文が殺到した場合には、約定処理 に時間を要する場合があります。強制決済時に約定することができる有効な取引レートがなかった場 合又は取引時間外の銘柄については強制決済待ちとなり、約定することができる有効な取引レートが 配信されたとき又は翌営業日の取引再開時に強制決済されます。翌営業日が各国の祝祭日等で休場の 場合は、休場明けの取引再開時に強制決済されます。なお、強制決済待ちとなった場合、強制決済が 完了するまでの間に、不足金を入金したとしても新規の取引は行うことができず、強制決済は執行さ れます。また、強制決済が完了するまでの間の相場変動によっては、強制決済時に発生する損失の額 が証拠金の額を上回ることがあります。

また、振込入金の際に取引アカウント名義人名と振込名義人名に相違がある場合、クイック入金がエラーとなった場合、入金が即座に反映されない場合や、金融機関が休業日である場合など不足金解消期限までに入金の確認が取れない場合、また、入金した資金を不足金が発生しているアセット区分に振替えていない場合においても、全ての保有建玉は反対売買により強制決済されます

#### ○TOSSY FX 取引の性質とリスク

当社で提供する TOSSY FX 取引は相対取引によって行われます。TOSSY FX 取引は取引所取引とは異なり、当社がお客様の取引の相手方となります。相対取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより大きくなります。お客様は TOSSY FX 取引を開始される前に、取引の性質とリスクについて理解する必要があります。

#### ○金利変動リスク

TOSSY FX 取引は、通貨の取引に加え当該通貨の金利の交換も行われ、日々スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントの受払いは、各国の金融情勢等を反映した市場金利の変化等に応じて日々変化するため、場合によっては受払いの方向が逆転するリスクがあります。また、これに伴い追加の資金が必要になる可能性や、ロスカットラインが近くなる可能性もあります。スワップポイントの受払いは、お客様がポジションを決済するまで発生します。

#### ○流動性リスク

主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは通常の取引時間においても重要な経済指標の発表・要人発言・重要なイベントや市場間の間隙では極端に流動性が低下し、レートの配信やお客様の新規・決済注文取引が困難となり、注文が執行されるまでに思いがけない時間を要する場合や、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性(スリッページの発生)、カバー先等からの配信レートの状況、通貨ペア、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によってはお取引が不可能となる場合があり、意図していない損失を被ることがあります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、大型の債務不履行や倒産等の発生、各種規制等により、お客様のお取引が困難又は不可能となる可能性もあります。さらに、カバー先等からの配信レートの状況、通貨ペア、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によっては、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

#### ○信用リスク

当社のTOSSY FX 取引はお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社はお客様からの注文に対して、当社の判断でインターバンク市場にてカバー取引を行うことがあります。このため、カバー先の信用状況等によっては、当社が損失を被ることにより間接的にお客様が損失を被る可能性、あるいは、当社がカバー取引を行えないためにお客様の取引も不可能になる可能性があります。

## ○当社 TOSSY FX 取引システムの利用に係るリスクについて

当社の TOSSY FX 取引システムを利用したお取引には、FX 取引一般に係るリスクに加え、当社システムをご利用いただいた場合には以下のリスクが存在します。お客様にはお取引を開始される前に当社システム利用に伴うリスクについて、十分にご理解をいただく必要がございます。下記内容を熟読し、リスクについて十分に理解、納得された上でアカウント登録の手続き及びお取引を行っていただきますようお願いいたします。

## (1) 当社の配信レート生成方法について

当社の TOSSY FX 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レート及び、当社と契約のある情報提供会社(本説明書において、カバー先及び情報提供会社を総称して、「カバー先等」という)からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に配信しています。そのため、当社が配信するレート(スマートフォン取引ツールによるレートを含む)は、カバー先等や同業他社が配信している為替レートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の配信するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。

なお、カバー先等から異常レートの配信があった場合やレート配信がない場合、又は継続的かつ安定的にレート配信されない場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの配信が困難と当社が判断した場合、カバー先等から受けたレートが市場の実勢を反映したレートではないと当社が判断した場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先等からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。

#### (2) スプレッドの原則固定について

当社において、スプレッドを原則固定とするとは、配信レートにおけるスプレッドが原則固定であることを指しますが、主要国の祝日や取引時間の終了前後、経済指標の発表時など、市場環境の変化や流動性の低下等により、スプレッドが広がる場合があります。これは、カバー先等から当社が受信する配信レートのスプレッドが広がっていることや、カバー先との取引が通常よりも困難となる可能性があるためです。また、お客様の約定の結果による実質的なスプレッドが提示スプレッドと必ずしも合致しない場合があります。

## (3) 注文方法の差異による約定レートに係るリスク

#### ア 即時注文

TOSSY FX 取引サービスにおいて、即時注文は、お客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信したレートをもって約定する注文ですので、スリッページが発生する場合があります。あらかじめスリッページの許容幅を設定することができますが、スリッページを許容しない設定においてスリッページが発生した場合や、許容したスリッページ幅を超えるスリッページが発生した場合等には当該注文は不成立となります。

#### イ 逆指値注文

TOSSY FX 取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買いの逆指値注文はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になった場合、売りの逆指値注文はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になった場合に、原則としてその時のレートで約定します(約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります)。また、週明けに当社が初めて配信するレートが、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信するレートで

約定します。そのため、市場レートが急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で週末をまたぎ、週末のクローズレートと翌週のオープンレートで乖離がある場合等に、逆指値注文により指定した価格よりも不利な価格で約定する(スリッページが発生する)可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。したがって、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、お客様にとって約定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があること、また、相場の状況によってはお客様が意図しない損失を被る可能性があることに注意が必要です。

また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。

#### ウ 指値注文

TOSSY FX 取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合等においても、原則として指値価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります(週明けに当社が初めて配信するレートが、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信するレートで約定します)。

## 工 成行注文

TOSSY FX 取引サービスにおいて、成行注文は、注文価格や、約定価格を指定せず行う注文となり、「一括決済」、「クイック決済」及び「ロスカット」が成行注文の扱いとなります。また、スリッページ幅の設定を行うことができないため、急激なレート変動が発生したときや通信環境の状態によっては、お客様の意図しない不利なレートで約定する場合があり、流動性が低下しているときや、一定時間レート更新が行われないときには、注文が不成立となる場合があります。

## (4) ロスカットに伴うリスク

TOSSY FX 取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している TOSSY FX の全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信しているレートで約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。係る注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、配信されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

なお、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。また、お客様がロスカットを回避

する目的で、ロスカット執行前に現金や代用有価証券を当社に差し入れた場合でも、その理由の 如何に関わらず取引アカウントへの反映が間に合わず、ロスカットにより強制決済が執行される ことがあります。

## (5) システムリスク

当社の TOSSY FX 取引は、インターネットによる取引であるため、通信回線の状態、プロバイダー環境等によって、本取引システムとお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと、及び当社のサーバの稼働状況により、注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性や約定が遅延する可能性があります。

## (6) スマートフォン取引ツールのご利用に伴うリスク

スマートフォン取引ツールを利用して取引を行う場合、お客様及び当社の通信機器の故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは本取引システムそのものの障害等により、お客様の取引が不可能になる場合や、意図しない価格での約定となる可能性もあります。

さらに、お客様の注文指示の当社システムへの遅着・未着により、取引が執行されるまでに思いがけない時間を要する可能性、あるいは注文が発注されない、または無効となる可能性があります。スマートフォン取引ツールを利用したサービスは、大量のデータ送受信を行うため、何らかの原因で本取引システムが利用できない場合は一切の注文などの取引・発注行為が行えないリスクがあります。本取引システム上で表示される価格情報が遅れることや、誤った価格が表示される等、本取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。

加えて、スマートフォン取引ツールで表示される各通貨ペアの外国為替レートの更新頻度は、パソコン版の取引ツールでの更新頻度と比較して低くなっています(生成・配信されている外国 為替レートの数や価格等は、パソコン版の取引ツール、スマートフォン取引ツールのどちらをご 利用いただいても同一です)。

本取引システムを利用する際に用いられるお客様のログイン ID・パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

## (7) 振込入金に伴うリスク

振込入金の際に、ご登録名と振込名義人名に相違があることが判明した場合には、お客様の取引及び出金を制限させていただくことがあります。また、本取引システムにおける入金処理が完了し、取引をされた場合でも、原則として当該振込入金の取消を行うこととします。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

また、クイック入金のご利用に際し、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や 振込手続き完了前にブラウザを「閉じる」ボタンにて閉じてしまった場合などには、クイック入 金がエラーとなり、お取引アカウントにご入金が即座に反映されない場合があります。この場合 に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。

#### (8) スリッページリスク

お客様が即時注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されているレートと、実際の 約定価格との間に差が生じる場合があります。当該差は、お客様端末と当社システムの間の通信 及び、お客様の注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。なお、スリッページ幅を設定できないクイック決済及び一括決済については、当社がお客様の注文を最初に認識するのは、お客様の注文を当社システムが受け付けたときで、この時点で当社からお客様に向けて配信したレートで注文処理及び約定処理を行うため、受付時点から実際の約定までに要する時間の経過に伴う価格差の発生はありません。お客様が実際にご認識になる価格差は、取引画面上に表示されている価格(参考値)と約定価格の差であり、当社は当該価格差を認識し得ません。この場合においても、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

また、逆指値注文においても、上記(3)注文方法の差異による約定レートに係るリスクに記載のとおり、スリッページが発生することがあります。

#### (9) 日本国外等からの通信について

当社の TOSSY FX 取引システムは、お客様が日本国内の通信環境でご利用いただくことを想定しているため、お客様が当社の TOSSY FX 取引システムに対して日本国外から通信を行った場合、正常に作動しない、又は注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性や約定が遅延する可能性があります。

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策並びに不正アクセス防止の一環として、 当社の TOSSY FX 取引システムに対する日本国外からの通信並びにクラウドサービス、VPN(仮 想専用線)サービス又は VPS(仮想専用サーバ)サービス等を利用した通信を、一部制限させていた だく場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の 責任を負いません。

## ○関連法規等の変更によるリスク

TOSSY FX 取引等に関する税制及び関連法規の変更により本取引が現状より不利な取扱いとなる可能性があります。その場合、お客様に予期せぬ損失が生じる可能性があることを、あらかじめご認識ください。当社は、お客様及び第三者の税務申告、税負担等における、いかなる損害についても、当社に故意又は過失がない限り、責任を負いません。

#### ○その他リスク

上記に掲載した TOSSY FX 取引に伴うリスクは、典型的なものについて概要を説明するものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。TOSSY FX 取引においてはさまざまな予期せぬ事象によるリスクが起こりうること、その結果、お客様が損失を被る可能性があることを、あらかじめご認識ください。

# 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による TOSSY FX 取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引 業協会の規則を遵守して行います。

TOSSY FX 取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引(金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引)であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売り若しくは買い、これらに対する決済の売り若しくは買いによる差金決済の授受によって決済する取引です。TOSSY FX 取引にはこの決済による売買損益の他に、スワップポイントによる損益が発生します。

TOSSY FX 取引においては、建玉をロールオーバーする場合、当該建玉の建て直しが実行され、原則、評価損益が毎営業日実現するとともに、スワップポイントが預託証拠金残高に反映されます。

## アカウント登録について

アカウント登録のお申込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等は電子メール(inquiry-request@support.tossy.com)でお受け致します。

TOSSY FX 取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。TOSSY アカウントを登録していただく場合には、次の要件を満たしていただくことが必要となります。

- 1. TOSSY FX 取引の特徴、仕組み、取引条件及びリスク等について、約款 (TOSSY) 及び本説明書を熟読し、かつ、約款 (TOSSY) 及び本説明書の内容に承諾及び同意していただくこと。
- 2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。≪個人のお客様の場合≫
- (1) TOSSY FX 取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
- (2) ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
- (3) 日本国内に居住する満 18 歳以上(高校生を除く)満 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。
- (4) TOSSY FX 取引に係る法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、TOSSY FX 取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (5) ご自身専用でかつパソコン又はスマートフォンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること (他の方と共有の電子メールアドレスでのお申込は受け付けておりません)。
- (6) パソコン又は当社所定のアプリをインストールして使用することが可能なスマートフォンでお 取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページ、取引ツール上に掲載しているお知らせ、及び電子メールによる通知を ご確認いただけること。
- (9) ご自身でインターネットを通じて取引・確認・管理が行えること。

- (10) 契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面 その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法より ご承諾いただけること。
- (11) 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (12) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類として当社の指定するものを ご提出いただけること。
- (13) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。
- (14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
  - ・現在、かつ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会 的勢力に該当しないこと。
  - ・現在、かつ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
  - ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して 脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用 を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
  - ・マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利 用するために取引を行わないこと。
  - ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。
  - ※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- (15) 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会及び一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の会員の役職員等ではないこと。
- (16) その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社における審査の結果、お客様の本アカウント登録を承諾しなかった場合、その審査及び理由 について、いかなる場合においても開示しないものとします。

## ≪法人のお客様の場合≫

- (1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) TOSSY FX 取引に係る法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、TOSSY FX 取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (4) 取引担当者の判断と責任により TOSSY FX 取引を行うことができること。
- (5) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること(他の方と共有 の電子メールアドレスでのお申込は受け付けておりません)。
- (6) パソコン又は当社所定のアプリをインストールして使用することが可能なスマートフォンでお 取引することができる環境があること。

- (7) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページ、取引ツール上に掲載しているお知らせ、及び電子メールによる通知を ご確認いただけること。
- (9) 契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面 その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法より ご承諾いただけること。
- (10) 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (11) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。
- (12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
  - ・現在、かつ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
  - ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して 脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用 を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
  - ・マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
  - ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。

※反社会的勢力には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。

- (13) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人(以下、「取引担当者」という)を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。
- (14) その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

#### <取引担当者基準>

- 取引担当者は1アカウントにつき1名。
- 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
- 〇 日本国内に居住する 18 歳以上(高校生を除く)満 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。
- アカウント名義人である法人の役職員であること。
- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
  - ・ 現在、かつ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社 会的勢力に該当しないこと。
  - ・現在、かつ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
  - ・ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関し て脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の

信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

- ・マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に 利用するために取引を行わないこと。
- ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合 には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。 また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- 取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。 ※当社における審査の結果、お客様の本アカウント登録を承諾しなかった場合、その審査及び 理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。
- 3. アカウント審査において、お客様のご本人の確認をする目的で、当社の定める書類をご提出していただくことを要します。本人確認書類の種類については、当社ホームページでご確認ください。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。

## 当社の為替リスク管理について

当社は、お客様の注文が約定した場合に当社において発生する価格変動リスクを回避するため、カバー取引及びマリー取引を行っています。お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当 (同じ銘柄で売り買いが反対) する約定があればその分は価格変動リスクを相殺 (マリー取引) できることから、マリー取引により価格変動リスクを相殺できなかった部分について、当社の判断でカバー取引を行うことがあります。当社では、マリー取引又はカバー取引がなされていないお客様の約定数量の合計が一定量以上にならないよう管理しており、一定量を超えるような場合には、その部分についてカバー取引先に対して直ちにカバー取引を行います。

なお、短時間に大量注文の執行により市場価格を変動させる等の悪影響が予期される等の場合には、 上述の限りではなく、当社の判断により、適切な方法及びタイミングでカバー取引を実施してリスク 管理に努めます。

## お取引について

当社が取り扱う FX 取引 (TOSSY FX) の取引方法は以下のとおりです。

1. 取引の対象

TOSSY FX で取扱う通貨ペアに関しましては、当社ホームページ内の「TOSSY の為替 (FX)」に 掲載いたします。

- 2. 取引单位、取引数量等
- 1) 取引単位は、各通貨ペアともに共通1,000通貨単位とします。

2) 一度の最大発注数量または金額、1 営業日における最大発注数量または金額、保有できる建玉の件数・数量・金額、その他取引可能限度量等に関しましては、当社ホームページ内の「TOSSY の 為替 (FX)」に掲載いたします。

## 3. 呼び値の単位

呼び値の最小変動幅は、1 通貨単位当たり 0.001 円とします。外貨同士の場合は1 通貨単位あたり 0.00001 ポイントになります。

## 4. 取引レート

- 1) 当社が各通貨ペアにアスクレートとビッドレートを同時に配信し、お客様はアスクレートで買い付け、ビッドレートで売りつけることができます。当社では、複数のカバー先等からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に配信しています。アスクレートとビッドレートには価格差(スプレッド)があります。
- 2) 相場急変時や、カバー先等から異常レートの配信があった場合、カバー先等からのレート配信がない又は継続的かつ安定的に配信されない場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの配信が困難と当社が判断した場合、カバー先等から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した場合等には、外国為替レートの配信を停止することがあります。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先等からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。
- 3) 外国為替レートの配信が停止しており、それを再開するときについては、カバー先等から有効なレート配信を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらのレートが市場実勢を反映したレートであると当社が判断した場合に、外国為替レートの配信を再開します。
- 4) 外国為替レートの配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の配信レートがお客様のポジションのロスカット水準を割り込む場合もあるため、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の配信レートを基準とする成行(証拠金維持率の観測のタイミングによっては、再開時の配信レートが基準とはならない可能性があります)による決済となりますので、必ずしも再開時の配信レートでロスカットされるとは限りません。また、ロスカット水準付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があり、相場の動向によっては、お客様からお預かりした証拠金以上の損失が発生する場合があります。

## 5. 決済

決済は決済取引(転売又は買戻し)により、お客様が保有する建玉の反対売買をすることにより実行します。決済による損益は全て円貨とし、外国通貨で発生する損益については、決済時点の配信レートの仲値により円換算します。また、決済による損益は即時に預託証拠金額に反映されます。

## 6. ロールオーバー (決済日の繰延)

営業日の終了時において保有する建玉は、毎営業日自動的に翌営業日へロールオーバーします。ロ

ールオーバーは、日次メンテナンス時間(午前 06 時 59 分~07 時 30 分(夏時間の場合、午前 05 時 59 分~06 時 30 分))に実施されます。その際、スワップポイント等が付与され、また、当該建玉の建て直しを行うことにより、毎営業日の最後に配信されたレートでの評価損益が実現損益となります。ただし、ロールオーバー時にスワップポイント等を加味した証拠金維持率が 100%を下回るアセット区分及びロスカット処理中のアセット区分においては当該アセット区分の建て直しは行われず、追加証拠金が発生しているアセット区分及び不足金が発生しているアセット区分を保有するアカウントにおいては全てのアセット区分で建て直しは行われません。

## 7. スワップポイント

ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになりますので、原則としてその借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントが発生します。スワップポイントは各国の金利情勢等により、日々変動します。支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントには差があり、また、売り建玉、買い建玉ともに支払いとなることもあります。

## 8. 追加証拠金制度

1) 毎営業日(1営業日の区切りは午前07時00分~翌午前06時59分(夏時間の場合、午前06時00分~翌午前05時59分))の日次メンテナンス時間(毎営業日午前06時59分~07時30分(夏時間の場合、午前05時59分~06時30分))に証拠金維持率判定を行います。建玉の評価については毎営業日の最後に配信されたレートにより計算します。当該判定時に、お客様のいずれかのアセット区分(為替(FX)に限りません。)の証拠金維持率が100%未満となった場合、全てのアセット区分に係る全ての新規未約定注文及び出金予約は取消され、証拠金自動振替機能が無効となり、新規注文操作及び出金操作が制限されます。その後当社にて証拠金自動振替機能を実行し(お客様自身で証拠金自動振替機能を無効にしている場合も含みます。この場合、実行後に証拠金自動振替設定は改めて無効となります。)、全てのアセット区分の証拠金維持率が100%以上となった場合には追加証拠金は発生せず、新規注文操作及び出金操作の制限は解除されます(但し、取消処理を行った注文・出金予約の復活処理は行われません。)。

証拠金自動振替機能の実行後も、なおいずれかのアセット区分(為替(FX)に限りません。)の証拠金維持率が100%未満の場合には、追加証拠金が発生するものとし、全てのアセット区分の保有建玉について、ロールオーバー時の評価損益の実現は行われず、次の各号に定める期限までに当該追加証拠金額が0円とならない場合には、全てのアセット区分の全ての保有建玉(ロスカット処理中のアセット区分は除く。)は決済(以下「マージンカット」といいます。)されます。

- (1) 月曜日から金曜日の午前 07 時 00 分から午前 07 時 30 分に証拠金維持率判定が行われ追加証拠金が発生した場合には、同日の午後 01 時 59 分までに追加証拠金を解消しなければ、全てのアセット区分の全ての保有建玉(ロスカット処理中のアセット区分は除く。)について、同日の午後 02 時 00 分にマージンカットが執行されます。
- (2) 土曜日の午前 07 時 00 分から午前 07 時 30 分に証拠金維持率判定が行われ追加証拠金が発生 した場合には、同日土曜日の午後 06 時 59 分までに追加証拠金を解消しなければ、翌月曜日のオ

- ープンで、暗号資産 CFD 以外の全てのアセット区分の全ての保有建玉(ロスカット処理中のアセット区分は除く。)については、マージンカットが執行されます。暗号資産 CFD の保有建玉については、同日土曜日の午後 07 時 00 分にマージンカットが執行されます。
- (3) 日曜日の午前 07 時 00 分から午前 07 時 30 分に証拠金維持率判定が行われ追加証拠金が発生した場合には、同日日曜日の午後 06 時 59 分までに追加証拠金を解消しなければ、翌月曜日のオープンで、暗号資産 CFD 以外の全てのアセット区分の全ての保有建玉(ロスカット処理中のアセット区分は除く。)については、マージンカットが執行されます。暗号資産 CFD の保有建玉については、同日日曜日の午後 07 時 00 分にマージンカットが執行されます。
- 2) 追加証拠金を解消するには、お客様は前項に定める期限までに、以下のいずれかの方法を採ることが必要となります。
  - (1) 「追加証拠金額※」以上の現金(円貨。以下、本説明書において同じ。)を「ウルトラ投資アプリ TOSSY」に入金したうえで追加証拠金が発生しているアセット区分への振替(DMM FX、DMM CFD、DMM 株又は DMM バヌーシーの取引アカウントからの振替入金も同様です。)により「追加証拠金額※」を「0円」とすること。
  - (2) 未決済ポジションの全部又は一部を決済することにより「追加証拠金額※」を「0円」とすること。
  - (3) 未決済ポジションの一部決済と「追加証拠金額※」の一部入金により「追加証拠金額※」を「0円」とすること。
    - ※ ここでいう「追加証拠金額」とは、追加証拠金を解消するために必要なポジション必要証拠 金の不足額をいいます。「追加証拠金額」は、取引画面でご確認いただけます。
- 3) 追加証拠金が発生した場合には、当社は、電子メールその他当社が適当と認めた手段にて、お客様に対し、追加証拠金の額を通知いたします(お取引画面で金額を確認いただけますが、お取引画面への反映はリアルタイムではありません。)。ただし、ご登録の電子メールアドレスの設定や、プロバイダーの設定等によっては、本電子メールが迷惑メールと判断されることでゴミ箱に振り分けられたり、受信自体されなかったりする場合があるため、注意が必要です。また、当社事情により正常に電子メール送信がされない、あるいは、遅延することもありますが、この場合でも追加証拠金額が所定の時間までに解消されない場合は、保有の建玉は全てマージンカットされます。
- 4) マージンカット執行時に約定することができる有効な取引レートがなかった場合等についてはマージンカット待ちとなり、約定することができる有効な取引レートが配信されたとき又は翌営業日の取引再開時にマージンカットされます。翌営業日が各国の祝祭日等で休場の場合は、休場明けの取引再開時にマージンカットされます。なお、マージンカット待ちとなった場合、マージンカットが完了するまで、追加の入金を行ったとしても追加証拠金は解消されず、新規の取引も行うことはできません。また、マージンカットが完了するまでの間の相場変動によっては、マージンカット執行時に発生する損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信しているレートで約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。
- 5) 追加証拠金の発生から解消期限までの間に証拠金維持率が50%以下となった場合には、「9. ロスカットルール」により、該当アセット区分の全ての未約定注文の取消が行われ、該当アセット区

分の全ての未決済ポジションが自動的に決済(ロスカット)されます。また、一旦追加証拠金が発生した場合には、相場変動等により証拠金維持率が 100%以上に回復したとしても追加証拠金の解消とはなりません。追加証拠金を解消するためには第1項各号に定める期限までに第2項各号に定める方法のいずれかを採る必要があります。

- 6) 振込名義人名の相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により第1項に定める期限までにお客様の入金が当社で確認できない場合、また、入金した資金を追加証拠金が発生しているアセット区分に振替えていない場合においても、全てのアセット区分の全ての保有建玉を反対売買によりマージンカットします。
- 7) マージンカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など 為替レートの状況によっては、預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

#### 9. ロスカットルール

- 1) TOSSY FX取引では、お客様の多額の損失の発生を未然に防ぐため、定期的にお客様の取引アカウントの値洗いをアセット区分ごとに行い、いずれかのアセット区分の証拠金維持率がロスカットラインである50%以下となった場合、当該アセット区分の全ての未約定注文が取消され、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において当該アセット区分の全ての未決済ポジションを自動的に決済(ロスカット)します。なお、未約定注文が取消され、証拠金維持率が50%を回復した場合、ロスカットは執行されません。
- 2) ロスカットは、ロスカット注文が執行されたときの配信レートで約定しますが、約定のための有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することがあります。また、複数の通貨ペアの建玉を保有している状態で、一部の通貨ペアは有効なレートが配信され、一部の通貨ペアは有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されている通貨ペアの建玉は決済され、有効なレートが配信されていない通貨ペアの建玉は、有効なレートが配信されたときに決済されます。したがって、複数の通貨ペアの建玉を保有している状態でロスカットになった場合には、ロスカット処理が完了するまでに時間を要する場合があります。
- 3) お客様の証拠金維持率は、お客様の取引アカウントにおける最新の証拠金維持率に応じて3つのグループに分けられ、一般社団法人金融先物取引業協会の規則に定める監視間隔(原則として1分以内)以内で計算されております。ただし、システム障害が発生した場合、取引者数や取引数量が一時的に増加した場合、また、その他何らかの理由によりシステムの負荷が上昇した場合等においては、証拠金維持率の監視間隔は、上記の監視間隔の時間を超えてしまうことがあります。
  - ※ 取引レートが急激に変動した場合等は、証拠金維持率が50%を大幅に下回る水準でロスカットされる場合があります。そのため、正常にロスカットが行われた場合であっても、預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
  - ※ ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。
  - ※ 逆指値注文の指定価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。

- ※ システム障害等の原因により、予定されたとおりにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預託された証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰すことができない事由については、免責とすることがあります。
- ※ 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率で あり以下の算式によって求めたものとします。

証拠金維持率= (純資産額-注文必要証拠金) ÷ポジション必要証拠金×100

## 10. 決済日 (受渡日)

決済取引を行った場合の決済日(受渡日)は原則として、当該転売又は買戻しを行った営業日とします。

#### 11. 取引時間

取引時間及びシステムメンテナンス時間につきましては、当社ホームページをご覧ください。

- ※ 何らかの理由により、各営業日の取引最終時間を越えてレートの配信があった場合には、その状況に鑑み、当該レートを当該営業日に配信されたレートとして扱い、当該レートにより 約定した注文を有効とする場合があります。このとき、各通貨ペアにおいて最後に配信され たレートを当該営業日の終値として取り扱います。
- ※ 各営業日終了後の日次メンテナンス時間中は、「ウルトラ投資アプリ TOSSY」へのログインは可能ですが、取引時間外のため、注文の約定、指値等の注文並びに他サービスへの振替出金、出金予約はできません。
- ※ 土曜日朝の営業終了後から月曜日の営業日開始までの間につきましては、システムメンテナンス時間以外の時間帯は「ウルトラ投資アプリ TOSSY」にログインが可能で、その他、クイック入金、出金予約、振替入出金、指値注文(新規、決済)、逆指値注文(新規、決済)、並びに注文の取消し・変更も可能です。なお、約定はしません。
- ※ 外国為替市場が休場となる日(元日、クリスマス等)、実質的に外国為替市場が休止となる 日、及びその他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめ ご了承ください。
- ※ システム障害、その他の障害の発生中は取引ができなくなる場合があります。
- ※ 突発的なシステム障害の発生を除き、取引ができない場合や取引時間が変更になる場合は、 原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

## 12. 注文の種類

- 1) 注文の種類は以下のとおりです。なお、これら注文は、TOSSY FX 取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。
  - ●即時注文 ●指値 ●逆指値(ストップ注文) ●クイック決済
  - ●一括決済 ●IFD (イフダン) ●OCO (オーシーオー) ●IFO (IFD+OCO)

## 【即時注文】

- ・ 当社が連続的にお客様に配信する外国為替レートに対して、お客様の任意のタイミングで発注できる注文方法で、お客様自身で許容するスリッページ幅を設定することができます。
- ・ 当注文は、実際にお客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信したレートをもって約定価格となります。したがって、お客様が注文を出したときの配信レートとは異なる価格で約定することがあります。このときは、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。
- ・ お客様がスリッページ幅を設定した場合の当注文の執行は、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信するレートと、約定処理を行うときにお客様に配信するレートとの差がお客様の設定したスリッページ幅の範囲内であれば、約定処理を行うときにお客様に配信するレートで約定します。これとは反対に、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信するレートと、約定処理を行うときにお客様に配信するレートとの差がお客様の設定したスリッページ幅を超えるときは、当注文は不成立となります。
- ・ お客様がスリッページ幅を「0」(許容しない)とした場合の当注文の執行は、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信するレートと、約定処理を行うときにお客様に配信するレートが同一のときは、当該レートが約定価格となります。これとは反対に、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信するレートと、約定処理を行うときにお客様に配信するレートが同一ではないときは、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文をお客様が発注したときから、当注文を約定処理するまでに一定の時間が経過した場合、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文は、他の即時注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに 到達した順序で約定処理されます。

#### 【指値注文】

- ・ 当注文は、お客様が注文時に約定価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信するレートに対して、お客様にとって有利なレートを注文価格として指定することができます。
- ・ 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に配信するレートが同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お客様が指定した価格で約定します。したがって、直前に配信したレートとかい離したレートが配信された場合等には、配信レートの履歴にない価格で約定することがあります。ただし、週明けに当社が初めて配信するレートが、お客様の指定した価格よりお客様にとって有利なレートの場合には、お客様が指定した価格ではなく、当該週明けに当社が初めて配信するレートが約定価格となります。
- ・ 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに 到達した順序で約定処理されます。
- ・ 当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下のとおりです。

今日中 : 注文を発注した営業日終了時点まで有効

今週中 : 金曜営業終了時間まで有効 無期限 : 約定又は取消するまで有効

期間指定:指定した日時(分単位)まで有効

## 【逆指值注文】

- ・ 当注文は、お客様が注文時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信するレートに対して、お客様にとって不利な価格を注文価格として指定することができます。
- ・ 当注文が売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下のビッドレート、買い注文の場合は、 お客様が指定した価格以上のアスクレートが配信されたとき、原則として、当該配信された レートが約定価格となります。ただし、約定処理に時間を要する場合等には、当該配信され たレート以外の価格で約定することがあります。なお、週明けに当社が初めて配信するレー トが、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配 信するレートが約定価格となります。
- ・ 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに 到達した順序で約定処理されます。
- ・ 当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下のとおりです。

今日中 : 注文を発注した営業日終了時点まで有効

今週中 : 金曜営業終了時間まで有効

無期限 : 約定又は取消するまで有効

期間指定:指定した日時(分単位)まで有効

## 【クイック決済】

- ・ 当注文は、お客様が選択したポジションを成行にて決済する注文方法で、スリッページ幅を 設定することはできません。
- ・ 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に配信するレートで約定 します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき 有効なレートの配信が行われなかったときは、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文は、他のクイック決済注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行う サーバに到達した順序で約定処理されます。ただし、お客様がすでに発注されている決済注 文がある場合は、当該発注済決済注文は取消されます。

## 【一括決済】

- ・ 当注文は、お客様が保有する複数のポジション(同一の通貨ペアに限ります)を一括で成行 にて決済する注文方法で、スリッページ幅を設定することはできません。
- ・ 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に配信するレートで約定 します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき 有効なレートの配信が行われなかったときは、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文は、他の一括決済注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、一括決済注文が約定後、当該発注済決済注文は取消されます。
- 2) 上記記載の内容のほか、流動性の低下や、当社のカバー取引の成立状況、取引可能な外国為替レートが配信されない状況の発生、その他、突発的な事象の発生等により、お客様の注文が不成立となることがあります。

## 13. 取引方法について

当社が提供する TOSSY FX 取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。したがって、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で推奨環境を準備する必要があります。当社の推奨環境については、当社ホームページでご確認ください。

なお、当社の推奨環境を満たしていても、お客様のご利用端末や回線・その他の要因により正常に 動作しない場合があります。

また、当社の用意するサーバ上にある取引システム(以下、「本取引システム」という)を利用して 行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止いたします。

## 14. 約定の訂正等

お客様の注文の約定は、「4. 取引レート」に記載している方法により生成したレートにより行いますが、当社のシステム障害やカバー先等のレート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。

その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします(連絡方法は、取引画面、電子メール、電話等、状況により異なります)。

#### 15. 証拠金

## (1) 証拠金の差入れ

TOSSY FX 取引を開始するためには、あらかじめ所定の現金(円貨)を証拠金として入金していただく必要があります。入金された証拠金は、一旦、株式 CFD の証拠金となりますが、証拠金自動振替設定を有効(ON)にしている場合は、TOSSY FX の取引開始時に自動的に当該預託証拠金残高へ資金が振替されます。証拠金自動振替設定を無効(OFF)にしている場合は、TOSSY FXの取引を行う前に、お客様自身で株式 CFD 又は他のアセット区分から証拠金の振替をする必要があります。

## (2) 証拠金必要額

#### 【約定時必要証拠金】

新規取引時(注文の際を含む)に必要となる証拠金は、各通貨ペアとも取引の額に対して、個人アカウント、法人アカウントともに、最低 4%以上の証拠金が必要となります。なお、法人アカウントの場合は、一般社団法人金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額と、取引の額に 4%を乗じて得た額のどちらか高い額以上の証拠金が必要となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 27 項第 1号に規定される定量的計算モデルを用い算出されます。約定時必要証拠金の計算式は以下のとおりです(ただし、対円通貨ペアについて換算レートはありません)。

新規約定時の取引レート×数量×新規約定時の換算レート(仲値)×4%(法人アカウントの場合、為替リスク想定比率に応じて変動あり)

## 【維持必要証拠金】

ロールオーバーしてポジションを維持するために必要となる証拠金を指し、各通貨ペアとも取引の額に対して、個人アカウント、法人アカウントとも最低 4%以上の証拠金が必要となります。なお、法人アカウントの場合は、一般社団法人金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額と、取引の額に 4%を乗じて得た額のどちらか高い額以上の証拠金が必要となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117条第 27 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出されます。維持必要証拠金の計算式は以下のとおりです(ただし、対円通貨ペアについて換算レートはありません)。

終値×数量×ロールオーバー時の換算レート(終値の仲値)×4%(法人アカウントの場合、 為替リスク想定比率に応じて変動あり)

なお、ロールオーバー時に純資産額が維持必要証拠金の額を下回った場合には、追加証拠金が発生いたします。追加証拠金については、「8. 追加証拠金制度」をご確認ください。

#### (3) 不足金額の差入れ

いずれかのアセット区分で発生した不足金が解消期限までに解消されず、全てのアセット区分の全ての保有建玉の強制決済が行われた後においても、なお不足金が残る場合には、当該不足金は、当該不足金が発生した翌営業日の 15 時までに現金を当社に差入れてください。なお、期限までに不足金額の全額の差入れがなされない場合には、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることとします。

## (4) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う日次の建て直し(評価損益の実現)により発生する実現損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、預託証拠金残高に現金部分として加算又は減算されます。

#### (5) 用語の説明

用語	説明
アセット区分	株式CFD、株価指数CFD、バラエティCFD、商品CFD、暗号資産
	CFD、為替(FX)の各金融商品の区分
預託証拠金残高	取引日基準の各アセット区分または全てのアセット区分合計の証拠
	金残高
ポジション必要証拠金	その時点のポジション(建玉)を持つために必要な証拠金の額
注文必要証拠金	注文中の未約定の新規有効注文に必要な証拠金の額
証拠金維持率	必要証拠金に対して、資金の余裕がどの程度あるかを示した割合
全体証拠金維持率	全てのアセット区分合計の必要証拠金に対して、資金の余裕がどの
	程度あるかを示した割合
建玉評価損益	その時点のポジション(建玉)に対する評価額
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	預託証拠金残高のうち出金予約できる金額

	選択に関する (場合) (場合) (場合) (場合) (場合) (場合) (場合) (場合)
	預託証拠金残高ー(ポジション必要証拠金+注文必要証拠金+出金予
	約額) - 約定評価損(ただし、その上限額は(預託証拠金残高 - 出
	金予約額)の額まで)
純資産額	預託証拠金残高に建玉評価損益を加え、出金予約額を引いた額
証拠金余力	純資産額からポジション必要証拠金と注文必要証拠金を引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下
	回った場合に発生するポジション(建玉)必要証拠金の不足額
	追加証拠金額 = 純資産額 -注文必要証拠金 -ポジション必要証
	拠金
	※純資産額、注文必要証拠金、ポジション必要証拠金は、証拠金維
	持率判定時刻における金額
	※追加証拠金は、上記の式により追加証拠金額が0円未満となる場合
	に発生します。
振替可能額	預託証拠金残高のうち、各アセット区分の証拠金維持率及び全体
	証拠金維持率の100%を下回らない範囲で建玉必要証拠金及び注
	文必要証拠金に使用されていない証拠金の額
証拠金自動振替機能	各アセット区分の振替可能額を、証拠金維持率が均一となるよう、
	自動で各アセット区分間に振り分けを行う機能
	※初期設定は有効(ON)となっており、お客様自身で有効(ON)
	/無効(OFF)の切替えを行うことができますが、無効(OFF)
	に切り替えていたとしても、追加証拠金判定時等、本機能が稼働
	する場合があります。
最低自動振替額	自動振替を行うことができる最低金額(1,000円)
	※各アセット区分の振替可能額がこの金額未満の場合、自動振替
	は、原則実施されません。ただし、新規発注時や新規リーブオー
	ダー約定時に該当アセット区分の預託証拠金残高が不足している
	場合、他サービスへの振替出金時に株式CFDの出金可能額が不足
	している場合、追加証拠金が発生しているアセット区分が存在す
	る場合、赤残状態のアセット区分が存在する場合、及び銀行口座
	への出金予約時等においては、当該最低金額に関わらず預託証拠
	金残高の自動振替が行われます。
	•

## 16. 証拠金の入金・出金

## (1) 現金の入金

入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振 込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、係る入金を当社が確認し た時点でお客様の TOSSY アカウントに反映されるため、振込から TOSSY アカウントへの反映ま での間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお、当社指定銀行口座への 振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。また、DMM FX、DMM CFD、DMM 株又は DMM バヌーシーの取引アカウントをお持ちで出金可能額がある場合は、TOSSY アカウントに振替入金を行うことができます。

入金はクイック入金(オンライン入金)もご利用いただけます。ただし、クイック入金をご利用いただいた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様のお手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、アカウントへの反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。

ご入金をいただく際の振込名義人名は、本取引システムのお取引アカウント名義人名と同一のものに限ります。

振込名義人名とお取引アカウント名義人名が相違することが判明した際は、本取引システムにおける入金処理及び売買発生後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスク及び、ご利用の金融機関での取消し(組戻し)で発生する費用等は、全てお客様にご負担いただきますので、ご注意ください。

クイック入金、振替入金は、定期メンテナンス(日次メンテナンスを除く)や臨時メンテナンスを行う時間帯はご利用いただくことができません。また、システム障害の内容によってはご利用いただくことができない場合があります。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金をご利用の際の振込手数料は当社負担といたします。

- ※ クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様のアカウントにお振込ができるサービスです。
- ※ 振替入金とは、お取引アカウント間の資金の出金可能額を振替ができるサービスです。
- ※ クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客様による手続きや通信回線状況等の 不具合によっては入金が翌営業日以降になることがあります。この場合に生じた損失、機会 利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。
- ※ クイック入金において、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き 完了前に「閉じる」ボタンにてブラウザを閉じてしまった場合などには、入金エラーとなり、 お取引アカウントにご入金が即座に反映されない場合があります。この場合に生じた損失、 機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。また、クイック入金 エラーは上記原因のみとは限りません。
- ※ クイック入金の上限額は、1回につき1億円未満、下限額は1回につき5,000円となります。
- ※ 海外からのご入金は受付け出来ません。また、海外にある銀行口座等への出金も出来ません。
- ※ 金融機関のサイト変更等により、一部又は全部の取引ツールからのクイック入金がご利用いただけなくなる場合があります。
- ※ 当社携帯金融機関であっても。「個人アカウント」または「法人アカウント」でクイック入金をご利用いただけない場合があります。
- ※ 入金された証拠金等は、TOSSY の株式 CFD に反映されます。反映後、証拠金自動振替機 能若しくはお客様自身で他アセット区分に振替を行うことができます。

## (2) 現金の出金

預託された証拠金は、出金可能額の範囲で、TOSSYの株式CFDから出金予約のお手続きをすることができます。なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。したがって、出金依頼後、当社が出金処理を行うまでの間に、ロスカットの発生等により純資産額が0円未満となった場合や、追加証拠金制度に係る証拠金維持率判定において追加証拠金が発生した場合、また、当社が出金処理を行う時点で預託証拠金残高が出金予約額を下回っていた場合には、出金予約を取り消し、出金を中止させていただきます。

出金予約の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則として3営業日以内にお客様名義の指定金融機関口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則として1日1回、かつ、2,000円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

出金予約は、定期メンテナンスや臨時メンテナンスを行う時間帯は行うことができません。また、 システム障害の内容によってはご利用いただくことができない場合があります。

- ※ 証拠金自動振替設定が有効 (ON) の場合、各アセット区分における出金可能額の合計額の 範囲内で出金予約のお手続きをすることができます。
- ※ 証拠金自動振替設定が無効(OFF)の場合、株式 CFD における出金可能額の範囲内で出金 予約のお手続きをすることがでます。
- ※ 出金予約をした後に、いずれかのアセット区分において純資産額がマイナスになった場合、 証拠金自動振替機能による資金の振替や全てのアセット区分の新規未約定注文及び出金予 約を取消させていただいたうえで、そのマイナス分と相殺させていただきます。
- (3) 預託証拠金残高の証拠金自動振替機能

TOSSY アカウントにおいて複数のアセット区分で建玉を保有する場合、証拠金維持率が均一となるよう自動で預託証拠金を各アセット区分間で移動させることができます。最低自動振替額は 1,000円以上、各アセット区分の出金可能額の範囲内で行われます。本機能の初期設定は有効 (ON) となっており、お客様自身で有効 (ON) /無効 (OFF) の切替えを行うことができますが、無効 (OFF) に切り替えていたとしても、追加証拠金判定時等、本機能が稼働する場合があります。

#### 17. 決済に伴う金銭の授受

- 1) 決済は、ポジションの反対売買時に取引の結果生じた差損益金の受払いを行う「差金決済」という方式により完了します。反対売買により発生した売買差損益金は、預託証拠金の残高に当日反映します。
- 2) 前項の反対売買により発生した売買差損益金が円貨以外の外貨については、決済時点の対象通貨 対円レートで計算 (コンバージョン) され、預託証拠金の残高に反映します。
- 3) ポジションの反対売買に伴うお客様と当社の間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

約定価格差(※)×取引数量

※ 約定価格差とは、ポジションの反対売買に係る約定価格と、当該ポジションの反対売買の対象 となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

## 18. システム障害

システム障害とは、お客様がパソコン、スマートフォン等により当社の取引システムを通じてご注 文いただけない状態や、お取引に係るシステムの誤作動、誤表示等が発生し、かつ当社取引システム に不具合があると当社が判断した場合をいいます。

システム障害時においては、当社の判断により、お取引を制限することや成立したお取引を取消す場合もあります。これは、システム障害時、当社内においてもお客様の情報にアクセスすることが困難となるおそれがあり、また、そのような状況下において受注を行って事故を誘発し、ひいてはお客様の不利益につながることを防止するためです。

※ この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

#### 19. スプレッド

当社が配信する取引レートには、買付レート(アスク)と売付レート(ビッド)の価格差(スプレッド)があります。売り手と買い手が常に同じ条件でフェアな取引を成立させるため、取引レートの表示は常にビッドレートとアスクレートの2WAYで表示されます。当社は、お客様に配信するビッドレートとアスクレートを、複数のカバー先等から配信されたレートをもとに当社が独自に生成します。なお、アスクレートはビッドレートよりもスプレッド分、高くなっています。

## 20. 取引手数料

取引手数料は無料です。

#### 21. 値洗い

当社はお客様のポジションの計算上の損益(評価損益)について、全て当社が配信する取引レートでリアルタイムに円換算して評価し、円貨額で表示されます。ポジションをお持ちの場合は、随時、ポジションに対する評価損益並びに証拠金維持率等が変動します。

#### 22. 両建

TOSSY FX取引では両建取引が可能です。両建とは、お客様がTOSSY FX取引において同一通貨ペアで買いポジションと売りポジションの両方を同時に持つことをいいます。両建取引はスワップ金利のスプレッドにより逆ザヤが生じること等により、経済合理性を欠く取引でありますので、当社ではお勧めいたしません。お客様自らの意思によりお取引をお願いいたします。

#### 23. 電子交付書面

契約締結前交付書面等(本説明書及び「約款(TOSSY)」)、「取引報告書兼取引残高報告書兼証拠金受領通知書(日次)」、「取引報告書(月次)」、「取引報告書(四半期)」、「年間損益報告書」及び「期間損益報告書」等は電磁的方法によって交付(電子交付)いたします。なお、「取引報告書兼取引残高報告書兼証拠金受領通知書(日次)」及び「取引報告書(月次)」、「取引報告書(四半期)」、「年間損益報告書」及び「期間損益報告書」は取引画面上で閲覧が可能です。電子交付書面の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社までご照会ください。

「期間損益報告書」は、取引期間を指定することで、当該指定期間内の損益状況を確認することができます。年間の損益を確認される場合や、税務署等へのご申告の際は、1年間の期間を指定することでご確認いただけます。

## 24. 課税上の取扱い

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益)は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%\*、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、2013年1月1日から2037年12月31日まで(25年間)の各年度の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得(売買による差益及びスワップポイント収益)は、法人税に係る益金の計算上、益金の額に算入されます。

※ 詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせく ださい。

## 25. ご契約の終了事由

お客様が発注した決済注文が約定したことによる建玉の決済、追加証拠金又はロスカットに関する取り決めに基づく建玉の決済及び当社の約款(TOSSY)に掲げる解約事由(主なものは次のとおりです。)に該当したことによる建玉の決済により、TOSSY FX の金融商品取引契約は終了します。

- お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき
- ・ お客様が法令等及び約款 (TOSSY)、その他関連する規定の内容に違反し、当社が解約を通告 したとき
- お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明したとき
- ・ お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に該当すると当社が判断したとき
- お客様の登録アカウントのお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき
- その他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めたとき

# 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行われる際の手続きの概要は次のとおりです。

## 1. 取引の開始

## a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

#### b. TOSSYアカウントの設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、原則として当社 Web サイト上の TOSSY アカウントお申込フォームに必要事項を入力いただき、TOSSY アカウントを設定していただきます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験等を勘案し、アカウント登録について当社で審査を実施させていただいた後に、当社が承諾した場合にのみ TOSSY アカウントを登録させていただきます。

## 2. 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- a. 注文する通貨ペア
- b. 売付取引又は買付取引の別
- c. 注文数量
- d. 価格(成行、指值、逆指值等)
- e. 注文の有効期間
- f. その他お客様の指示によることとされている事項

## 3. 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の現金を差し入れていただきます。

## 4. 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によります。

## 5. 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、7. に定める内容に従い当社は成立した 取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法により交付いたします。

## 6. 手数料

アカウント管理費、取引手数料は無料です。

## 7. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様の成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を取引システムよりダウンロードして閲覧する方法でお客様に報告いたします。

## 8. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があると きは、コンプライアンス部に直接ご照会ください。

その他店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、不明な点や ご質問がございましたら、当社カスタマーサポートまでお尋ねください。

## 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」という)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a 店頭外国為替証拠金取引契約(顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行 為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです)の締結又はその勧誘に関して、顧客 に対し虚偽のことを告げる行為
- b 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれの あることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます)
- d 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約 を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下 同じです)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外 国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行 為
- f 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話 又は訪問により勧誘する行為
- g 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の 利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は 補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者 に対し、申込み、若しくは約束し、又は第三者に申込ませ、若しくは約束させる行為
- h 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、 又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又 はその指定した者に対し、申込み、若しくは約束し、又は第三者に申込ませ、若しくは約束させ る行為
- i 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益 に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる 行為

- j 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国 為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程 度による説明をしないこと
- k 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめる べき表示をする行為
- 1 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を 約束し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の 提供を約束させ、又はこれを提供させる行為を含みます)
- m 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする 行為
- n 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店 頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる 行為
- o 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠 金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しない で当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- g あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通 貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合 に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融 商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、 当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法により締結する場合を除きます)
- t 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます)の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u 通貨関連デリバティブ取引(店頭金融先物取引を含みます。v.おいて同じ)につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます)が金融庁長官が定める額(個人が顧客である場合は、想定元本の4%。以下同じ)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額 (計算上の損益を含みます)が金融庁長官が定める額に不足する場合には、当該顧客にその不足 額を預託させることなく取引を継続すること

- w 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x 顧客にとって不利な価格で成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む)
- y 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引の上限を、顧客にとって有利 なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

# 店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義

□相対取引(あいたいとりひき)

金融商品取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいいます。

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。

□IFD 注文(いふだんちゅうもん)

優先順位にある2つの注文を同時に発注することで、新規注文と決済注文を同時に発注することができる注文方法のことをいいます。新規注文が約定したあとに、決済注文が有効になります。

□IFO 注文(いふだんおーしーおーちゅうもん)

IFD 注文と OCO 注文を組み合わせた注文方法のことをいいます。IFD 注文の決済注文を OCO 注文で発注することができます。

□受渡日(うけわたしび) -Value Date

2通貨が交換される日。反対売買により決済した売買代金の差金の受渡しが行われる日をいいます。 決済益は受渡後に出金が可能となります。

□売建玉(ポジション)(うりたてぎょく)

売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

□OCO注文(おーしーおーちゅうもん)

同順位の2つの注文を同時に出して、一方が成立したら、もう一方が自動的にキャンセルされる 注文です。

□外国為替(がいこくかわせ) - Foreign Exchange

為替取引を外国との間で行われるものをいい、異なる通貨の交換を伴います。通貨と通貨の交換 比率をレートといいます。

□買建玉(ポジション)(かいたてぎょく)

買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

□買戻し(かいもどし)

売建玉 (ポジション) を手仕舞う (売建玉 (ポジション) を減じる) ために行う買付注文をいいます。

□カバー取引(かばーとりひき)

金融商品取引業者等がお客様を相手方として行う店頭金融先物取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭金融先物取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭金融先物取引をいいます。当社が行うカバー取引の相手方を「カバー取引先」又は「カバー先」といいます。

□金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

店頭金融先物取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

□逆指値注文(ぎゃくさしねちゅうもん)

現在のレートよりもお客様にとって不利なレートをお客様が指定して発注する注文方法です。現在のアスクより高い価格で買う、又は、現在のビッドより安い価格で売る注文になります。

□区分管理(くぶんかんり)

分別管理ともいいます。金融商品取引業者がお客様からお預かりした証拠金その他の資産を、金融商品取引業者の資産と明確に区分して保管することです。

□コンバージョン

他の通貨への両替のことです。日本円以外の通貨で発生した損益を日本円にコンバージョン(両替取引)を行うことです。

□裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいど)

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADR ともいいます。

□差金決済(さきんけっさい)

現物の受渡を行わずに、反対売買による差金の授受によって決済することです。

□指値注文(さしねちゅうもん)

現在のレートよりもお客様にとって有利なレートをお客様が指定して発注する注文方法です。現在のアスクより安い価格で買う、又は、現在のビッドより高い価格で売る注文になります。取引はレートの乖離があった場合でも注文価格で約定されます。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する価格で約定します。

□証拠金(しょうこきん)

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

□スリッページ (すりっぺーじ) -Slippage

即時注文、及び逆指値注文等が成立するときに、注文時の表示レート(逆指値注文の場合は、注 文価格)と実際の約定価格との差額をいいます。即時注文ではあらかじめ許容範囲を設定するこ とも可能です。

□スワップポイント(すわっぷぽいんと) -Swap Point

スワップポイントとは、高金利通貨と低金利通貨の2通貨間の金利差調整額のことをいいます。 ロールオーバーするごとに発生するため、決済による損益の結果は、通貨価格の変動のほか、ス ワップポイントの変動にも影響を受けますので注意が必要です。

□即時注文(そくじちゅうもん)

当社が連続的にお客様に配信する外国為替レートに対して、お客様の任意のタイミングで発注できる注文方法です。即時注文では、スリッページが発生する場合があるため、お客様が発注したときのレートと実際の約定レートが乖離する場合があります。

□建玉 (ポジション) (たてぎょく)

ポジション。売買契約成立後、未決済の契約のことです。

□追加証拠金(ついかしょうこきん)

毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足額をいいます。

□店頭デリバティブ取引(てんとうでりばてぃぶとりひき)

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

□転売(てんばい)

買建玉(ポジション)を仕手舞う(買建玉(ポジション)を減じる)ために行う売付注文をいいます。

□成行注文(なりゆきちゅうもん)

注文価格や約定価格を指定しないで出す注文方法で、必ずしもお客様が注文を発注した時点で、 当社がお客様向けに配信したレートで約定することを保証する注文ではありません。

□値洗い(ねあらい)

建玉(ポジション)について、毎日の市場価格の変動に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

□ビッド (びっど) -BID

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

□FIFO(ふぁいふぉ) −First In First Out

FIFO 注文は、先入先出による注文のことです。新規と決済を自動的に判別して、決済できる最も古いポジションを自動的に決済する注文です。

□ヘッジ取引(へっじとりひき)

現在保有又は将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該 資産・負債とリスクが反対方向の建玉を取引所金融商品や店頭市場で設定する取引をいいます。

□マージンカット(まーじんかっと)—Margin cut

毎営業日のマーケットクローズ後に証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が100%を下回った場合、追加証拠金が発生します。解消期限時刻までに追加証拠金額が0円とならない場合には、全てのアセット区分の全ての保有建玉(ロスカット処理中のアセット区分は除く。)を反対売買により強制決済することをいいます(マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。)。

(例えば、金曜日の午前07時00分から07時30分に証拠金維持率判定が行われ追加証拠金が発生した場合には、同日金曜日の午後01時59分までに追加証拠金を解消しなければ、全てのアセット区分の全ての保有建玉について、同日金曜日の午後02時00分に強制決済が執行されます。)

□約定(やくじょう)

取引が成立することをいいます。

□両建て(りょうだて)

同一の商品の売建玉(ポジション)と買建玉(ポジション)を同時に持つことをいいます。

□レバレッジ効果(ればれっじこうか)

少ない資金で大きな取引を行うことをいいます。結果として投資した資金に対する損益の比率が大きくなります。

## □ロスカット (ろすかっと)

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者がリスク管理のため、お客様の建玉 を強制的に決済することをいいます。

## □ロールオーバー (ろーるおーばー)

一般的に、先物取引やオプション取引において当限の取引最終日までに当限のポジションを次限 月以降のポジションに乗り換える行為のことをいいます。

当社の「ウルトラ投資アプリ TOSSY」では、保有する建玉の決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的に翌営業日にロールオーバーします。その際、当該建玉について、営業日の最後に配信されたレートで建て直し、評価損益の実現を行い、また、銘柄によっては金利調整額、権利調整額及び価格調整額を付与し(マイナス金額もあります)、預託証拠金残高に反映することにより、毎営業日税務上の売買損益が発生することとなります。

## 金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

## 【金融商品取引業者の概要】

商 号:株式会社 DMM.com 証券 (英文名: DMM.com Securities Co.,Ltd.)

関東財務局長(金商)第1629号

代表取締役:谷川 龍二

本店所在地:〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1

電 話 番 号:0120-961-522

設 立: 平成 18 年 12 月 6 日

加入する協会:日本証券業協会(協会員番号1105)

一般社団法人金融先物取引業協会(協会員番号 1145)

日本投資者保護基金 日本商品先物取引協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会(協会員番号 480)

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会(協会員番号 1043)

資 本 金:98億円

主 な 事 業:金融商品取引業

商品先物取引業

商品投資関連業 (競走用馬)

連 絡 先:カスタマーサポート

メールアドレス: support-dmm@sec.dmm.com

LINE ID : @sec.dmm.com

月曜日~金曜日 08時30分~21時00分(1月1日を除き、土日以外の祝日を含む)

## 沿革

平成 18 年 12 月	会社設立
平成 19 年 8 月	証券業登録(関東財務局長(証)第 300 号)
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録(関東財務局長(金先)第 181 号)
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業
	(関東財務局長(金商)1629 号)
平成 19 年 10 月	FX スポット取引サービス取扱開始
平成 19 年 11 月	FX オプション取引サービス取扱開始
平成 20 年 6 月	CFD 取引サービス取扱開始
平成 21 年 7 月	DMM FX 取引サービス取扱開始
平成 22 年 3 月	DMM CFD 取引サービス取扱開始
平成 23 年 1 月	商品先物取引業者の許可
平成 24 年 9 月	外為ジャパン FX (外国為替証拠金取引事業) を吸収分割により承継
平成 24 年 10 月	外為ジャパン CFD (店頭商品デリバティブ取引事業) を吸収分割により承継
平成 28 年 5 月	プライバシーマークの付与事業者に認定
平成 29 年 6 月	第二種金融商品取引業登録

平成 29 年 8 月	DMM バヌーシー取引サービス取扱開始
平成 30 年 4 月	DMM 株 取引サービス取扱開始
令和7年10月	ウルトラ投資アプリ TOSSY 取引サービス取扱開始

## 【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】

## 【苦情受付窓口】

コンプライアンス部

電話:03-3517-3285 月曜~金曜(祝祭日を除く09:00~17:00)

ファックス:03-3517-3292

E-mail: compliance@sec.dmm.com 〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1

お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

フリーダイヤル : 0120-64-5005 月曜~金曜 (祝日、年末年始を除く 09:00~17:00)

URL : https://www.finmac.or.jp/

東京事務所: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館 大阪事務所: 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

令和7年10月11日 制定 令和7年10月29日 改訂